

愛知県スタートアップ支援拠点 PFI アドバイザリー業務 委託先募集要領

1 業務概要

本県では、令和6年10月に愛知県スタートアップ支援拠点「STATION Ai」を開業しました。本拠点の施設整備及び運営に当たっては、民間事業者のノウハウやアイデア等を活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、施設整備は、BT（Build Transfer）とし、運営については、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を導入しています。

本業務は、PFI事業者との協議調整や当該業務の進捗管理等の実施に際して、運営・法務・財務会計面の助言等の支援を行うものです。

2 委託業務の内容

別添「愛知県スタートアップ支援拠点 PFI アドバイザリー業務委託仕様書」のとおり。

3 委託金額

15,400,000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

4 契約期間

令和7年（2025）年4月1日から令和8年（2026）年3月31日まで

5 応募資格

応募の資格者は、次に掲げるいずれの要件も満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、以下の営

業種目分類に該当する者であること。

大分類「03. 役務の提供等」、中分類「07. 調査委託」、小分類「07. 総合研究所」

なお、複数の法人その他団体等で構成する共同体でも応募可とするが、その場合はいずれかの構成員を代表者とし、次の要件を満たす必要がある。

- ・代表者は上記の要件をすべて満たすこと。
- ・代表者以外の構成員は上記の要件のうち、(2) から (6) までの要件をすべて満たすこと。

6 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、別添「愛知県スタートアップ支援拠点 PFI アドバイザリー業務委託仕様書」を踏まえ、下記により企画提案書を提出してください。

ア 提出書類

別添「企画提案書作成要領」に基づき、以下の①～⑤の書類を提出してください。

- ① 愛知県スタートアップ支援拠点 PFI アドバイザリー業務提案応募書
(様式 1)
- ② 業務実施体制書 (様式 2-1)
(共同体での応募の場合は様式 2-2 を提出してください。)
- ③ 業務企画提案書 (任意様式 (A4 判))
- ④ 見積書 (任意様式)
※「愛知県知事」宛てとすること。
※経費内訳を添付又は見積書内に明記すること。
※見積額は税抜き価格とすること。
- ⑤ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 (様式 3・4)
- ⑥ その他資料 (法人のパンフレット等)

イ 提出部数

7 部 (正本 1 部、副本 6 部)

※提案応募書 (様式 1) は正本にのみ添付

ウ 提出期限

令和 7 年 3 月 11 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

エ 提出方法

持参又は郵送 (「配達証明」に限る。) にて提出してください。(電子メール及びファクシミリは不可)。なお、ご持参いただく場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。) とします。

(2) 企画提案書作成上の注意

- ア 提出書類は、A4 判で作成してください。
- イ 企画提案書の作成に必要な経費については、各応募者の負担でお願いします。
- ウ 提出された企画提案書は返却いたしません。
- エ 以下の公表資料を参考に作成してください。

〈公表資料〉

- ・愛知県スタートアップ推進課の Web ページ「愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業 (PFI 事業)」
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/startup/stationaipfi.html>)
- ・STATION Ai の Web ページ
(<https://stationai.co.jp/>)

(3) 提出先

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 拠点推進グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 (愛知県庁本庁舎地下 1 階北)

(4) 応募に関する問い合わせ

本業務に関して質問がある場合は、令和 7 年 2 月 28 日 (金) までに、電子メール (startup@pref.aichi.lg.jp) にて、質問書を提出してください。提出の際の件名は「愛知県スタートアップ支援拠点 PFI アドバイザリー業務の企画提案に係る質問」とすること。

質問への回答は、当該法人等に固有の質問を除き、令和 7 年 3 月 4 日 (火) までに当課の Web ページに回答を掲載します。

- ・愛知県スタートアップ推進課の Web ページ
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/startup/>)

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

別に設置する選定委員会において、期限までに提出された企画提案書及びプレゼンテーション (応募件数が 1 件の場合は行わない場合があります。) により、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。なお、企画提案の応募が 5 件を超える場合は、スタートアップ推進課職員による予備審査を行う場合があります。すべての審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じません。また、異議申し立ても一切認めません。

(2) 選定基準

選定委員会においては、概ね別紙「評価項目」に記載の項目について評価し、総合的な審査・選定を行います。

(3) 通知

審査結果については、すべての応募者に対し、後日、書面で通知します。

(4) 契約

選定委員会において選定された者と 15,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で交渉の上、契約します。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。

8 スケジュール（予定）

令和7年2月28日（金）	質問締切
令和7年3月11日（火）	企画提案書の提出期限
令和7年3月下旬	受託候補者の決定
令和7年4月1日（火）	委託契約の締結

9 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。なお、業務内容については、県と委託先の協議により変更することがあります。
- (2) 本業務は、令和7年2月定例愛知県議会における本委託業務に係る予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合、本業務委託は実施しないものとします。
- (3) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

10 お問い合わせ

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 拠点推進グループ
E-mail : startup@pref.aichi.lg.jp

別紙「評価項目」

1 業務実施体制について

- ・本業務の遂行に必要なかつ十分な体制が構築されているか。円滑かつ柔軟な実施が可能な体制か。
- ・本業務の遂行に必要なスキルやノウハウ、専門的知見等が十分であるか。
- ・本業務と類似する業務に関する実績が十分であるか。
- ・再委託等する場合は、範囲、再委託先等は適切なものであるか。

2 提案内容について

(1) 本業務を行うにあたっての方針、基本的な考え方

- ・コンセッション事業の特色及び本業務の目的を十分に理解したもののか。

(2) 愛知県スタートアップ支援拠点 PFI アドバイザリー業務について

- ・仕様書で定める各項目の現状及び課題の分析は、募集要領で参考として示す公表資料等を基に、的確に行われているか。
- ・仕様書で定める各項目に対する支援内容は、現状及び課題の分析結果を反映した、妥当性のあるもののか。

3 付加的提案について

- ・業務を実施する上で効果的な付加的提案（自由提案）があるか。

4 経費見積書について

- ・事業内容に見合った経費見積となっているか。

5 総合評価について

- ・委託先としての適格性等は十分か。

6 社会的価値の実現に資する取組について

(1) 環境に配慮した事業活動

- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
- ・自動車エコ事業所の認定を受けているか。

(2) 障害者等への就業支援

- ・障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。

(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加対象とする。)

- ・名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同日人物)を継続して3か月以上雇用しているか。
- ・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。

(3) 男女共同参画社会の形成

- ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
- ・女性の活用促進宣言を提出しているか。
- ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定〔プラチナえるぼし認定を含む〕)を受けているか。

(4) 仕事と生活の調和

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
- ・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定〔トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む〕)を受けているか。
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

(5) その他

- ・あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。
- ・愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
- ・愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。
- ・パートナーシップ構築宣言を公表しているか。
- ・事業継続力強化計画の認定を受けているか。